

第4号様式（その1）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令り第 68 号

平成 27 年 7 月 3 日

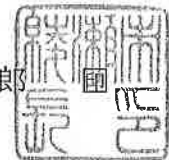
住所 綾瀬市早川 2605 番 30

氏名 武田商事 株式会社

代表取締役 武 田 敬 様



綾瀬市長 笠 間 城 治 郎



平成 27 年 6 月 4 日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可
します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市早川 2605 番 30 武田商事株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内（一般廃棄物収集運搬業許可申請の事業計画書に記載された事業所に限る。）
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第 24 条第 1 項及び高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例第 2 条第 1 項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	平成 27 年 7 月 4 日～平成 29 年 7 月 3 日
条 件	別紙のとおり